



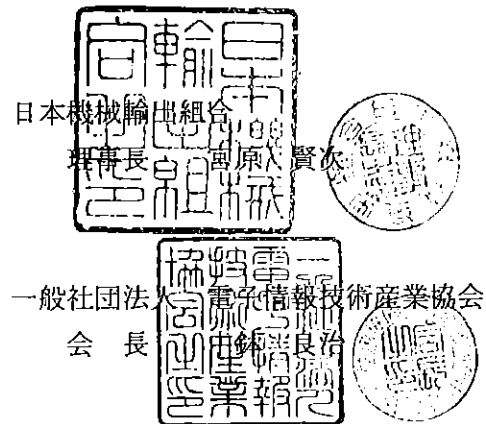
24 日機輸通投第 128 号

2012 JEITA-第 302 号

平成 24 年 7 月 31 日

経済産業大臣

枝野 幸男 殿



アルゼンチンによる輸入制限的措置の WTO 紛争解決手続による 早期解決の要望について

日本機械輸出組合（JMC）及び電子情報技術産業協会（JEITA）は、アルゼンチン政府が導入している貿易歪曲的な輸入制限的措置につき、WTO（世界貿易機関）の紛争解決手続等による早期撤廃を要望する機会を与えて頂き感謝申し上げます。

日本機械輸出組合（JMC）は、電子・電気機器、事務機械、産業機械等の製造業企業、商社、エンジニアリング会社等、幅広い機械製品の輸出や投資を行っている大手企業・中堅企業 260 社から構成される非営利団体であり、世界各国・地域との機械貿易・投資の健全な発展を目的とする事業活動を行っています。また、電子情報技術産業協会（JEITA）は、コンシューマエレクトロニクス、インダストリアルエレクトロニクス、半導体、電子部品、ソフトウェア等の IT エレクトロニクス分野において、グローバルに事業を展開する大手企業・中堅企業 407 社から構成される団体であり、IT エレクトロニクス製品の健全な生産、貿易並びに消費の増進を図るための事業活動を実施しています。

アルゼンチン政府は、現在、電気・電子機器、自動車、金属製品、繊維製品等約 600 品目について輸入者に取得を義務付けた輸入許可（非自動輸入ライセンス）の発給を WTO 協定で定める最長 60 日を超えて遅延させており、我が国企業のアルゼンチン向け輸出が大幅に遅延ないし停止する事態が生じております。また、アルゼンチン政府当局は、非公式に個別の輸入者に対して輸入額に相応する輸出を強く要請（輸出入均衡要求）しており、企業は対応に困難をきたしております。さらに、アルゼンチン政府は、輸入者に対してその輸入する物品およびサービスについて事前にアルゼンチン公共歳入連邦管理庁（AFIP）への申請を義務付け関係省庁による審査を行う制度（事前宣誓供述制度）を実施して全般的に輸入規制を強化しています。

かかる措置により、アルゼンチン向けに完成品及び部材を輸出する我が国の機械・エレクトロニクス企業は、輸入許可の発給が大幅に遅延しかつ予見可能性がない中で同国向け輸出が停止し、現地の在庫が払底して現地生産及び販売ビジネスに困難が生じたため、昨年7月、これら機械・エレクトロニクス企業をメンバーとする日本機械輸出組合（JMC）及び電子情報技術産業協会（JEITA）は連名で、アルゼンチン工業省 エドワルド・ピアンチ商工長官（当時）に改善を求める要望書を提出し、日亜両国政府の間で本件改善のための連絡窓口を設置していただいて、アルゼンチン当局に企業名を開示のうえ、一部個別具体的案件での輸入認可の迅速化をお願いして参りました。

しかしながら、我が国の多くの企業は、企業名の開示による現在及び将来のビジネスへの悪影響を懸念して、改善要望を断念せざるを得ませんでした。さらには、アルゼンチン政府当局は輸出入均衡要求など非公式に強力な行政指導を行っているものの、アルゼンチンでのビジネスの継続を望む企業にとっては、かかる要求を拒否することは甚だ困難な状況にあります。現在の第二次フェルナンデス政権においては、貿易歪曲的な保護主義的措置を一層強化してきているように見受けられます。そして、同政権が政府機関の組織変革を行ったために上記アルゼンチン側の政府連絡窓口が消滅したことで、産業界レベルでの二国間での問題の改善及び解決が困難になってきております。

本件に関し、WTO 物品貿易理事会での共同声明に加えて、EU による WTO への協議要請がなされている状況下にあつて、我が国政府におかれては、なにとぞ我が国企業のアルゼンチン向け輸出における直面する困難をご高察いただき、本件問題の早期解決を図るべく、米国、EU 等の WTO 加盟国とも連携・共同して WTO 紛争解決メカニズムの利用を視野に入れながら、アルゼンチンの輸入制限的措置の撤廃に向けて対応いただきたくお願い申し上げます。

以上